

令和6年8月農業委員会定例総会議事録

1 開催日時

令和6年8月28日（水）

開会 午後3時30分

閉会 午後4時20分

2 開催場所

尾張旭市役所 201会議室（南庁舎2階）

3 出席委員

農業委員9名

4 欠席委員

松原昭平委員

5 傍聴者

なし

6 出席した事務局職員

事務局長、事務局次長、課長補佐、主査2名

7 議題等

第14号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第15号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第16号議案 農用地利用集積計画の決定について

報告事項12 農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について

報告事項13 現況証明願出の専決について

8 会議の要旨

会 長	本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。 それでは、ただいまの出席委員は、9名です。 定足数に達しておりますので、これより8月の農業委員会総会を開催します。 これより議事に入ります。 総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。
委 員	【異議なしの声】
会 長	異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。議事録署名者は、荒谷弘美委員、松原圭子委員にお願いをいたします。 本日の付議事件は、第14号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」が1件、第15号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」が1件、第16号議案「農用地利用集積計画の決定について」が2件でございますのでよろしくお願いします。

	それでは早速ですが、第 1 4 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いします。
課長補佐	それでは、第 1 4 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明します。 この議案は、農地法第 3 条の規定による許可申請について、農業委員会の許可を受ける必要があるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。 【調書を朗読】 第 1 4 号議案の説明は、以上でございます。農地法に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくをお願いします。
会 長	それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。
森下幸夫 委 員	8 月 1 6 日、水野郁代委員と現地を調査しました。 本案件は農地法第 3 条第 1 項の所有権移転の申請です。 申請地はどうだん亭の東の道を 2 5 0 メートルほど北に向かい、霞ヶ丘ふれあい会館を東に 2 0 0 メートルほど進んだところに位置しています。 北側は 1 メートル以上の草が生え、南側は樹木があり山林となっています。 権利移転の理由についてですが、譲渡人は法人で、1 年程前に相続で申請地を引き継いだ高齢の前所有者から相談を受け、購入した経緯があります。 また、譲受人については、2 0 年前より母が前所有者からこの土地を借りて耕作していましたが、母が高齢になってからは譲受人が耕作しており、耕作を続けていきたいという気持ちが強くなったことから、所有権移転の申請に至りました。 農地にあるビニールハウスには耕運機や農機具が置いてあり、耕作はそれらを利用して譲受人 1 人で行っています。農業従事日数は 1 6 0 日程度です。 周辺への影響については、登記簿地目は山林ですが現況は畑となっています。現地のすぐ東に草が生えており、直接畑には行けませんが、東側が耕作者の自宅となっています。 南側と北側は山林、西側は道路で、2 0 年間耕作していることから周辺に影響を及ぼすことはないものと考えます。 なお、1 年前の所有権移転の転用許可申請がなかった点については、おそらく山林という認識であったためと思われます。 以上のことから、調査員の意見としては、許可基準を満たすと判断し、許可相当と考えます。よろしくご審議をお願いします。

会 長	報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。 第 1 4 号議案について、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
横井利夫 委 員	昨年の所有権移転で許可申請がなかったということは、今年の 1 月から評価が農地になったということですか。
事務局	2 0 年前から耕作されているとのことですが、評価が農地となったのは令和 3 年度からです。
飯沼勝則 委 員	事業者が農地を購入することができるのですか。
課長補佐	登記地目が山林であったためできたと思われます。
荒谷弘美 委 員	理由書の添付は不要ですか。
課長補佐	愛知県にも確認しましたが、始末書は第 3 条の許可申請では特段求めないとのことで、添付不要としました。
水野政起 委 員	現地を確認すると一団の土地としては山林と間違える可能性があるため、認識がなかったかもしれません。
森下幸夫 委 員	譲受人を 4 回訪問しましたが、会うことができませんでした。譲受人の子とは話ができましたが、特段問題ないと思います。
水野洋子 委 員	山林を耕作するのですか。
森下幸夫 委 員	2 0 年前から耕作しており、現況は畑となっています。
事務局次長	法務局での所有者変更にあたり、地目も農地に変更すると思われます。
会 長	他に質問もないようですので、これより採決に移ります。 第 1 4 号議案について賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、第 1 4 号議案については、許可相当とすることに決まりました。 続いて、第 1 5 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。

課長補佐	それでは、第 15 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」説明をします。 この議案は、農地法第 5 条の規定による許可申請があったため、本市農業委員会の意見を求めるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。 【調書を朗読】 また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物ではないため、特に他法令の申請はございません。 農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしく申し上げます。第 15 号議案の説明は以上でございます。
会 長	それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。
森下幸夫 委 員	8 月 16 日、水野郁代委員と現地を調査しました。 この案件は 6 月に農用地利用計画の変更で「やむを得ない」とされたもので、申請場所は東印場町交差点を北に向かって 4 本目の道路の東側に位置している、市街化調整区域、農用地区域内の農地です。 申請地の南側には住宅が建っており、周辺の住宅化がかなり進んでいます。 申請内容については、譲受人の車両置場として農地を転用するものです。 申請理由と当該地選定理由についてです。譲受人は車検と修理、整備のほか、未使用車、中古車の販売やレンタカー事業を行っています。本社敷地には常時 30 台を超える車両が置いてあり、常にスペースが不足しています。 申請地を選定した理由は、本社に距離が近く、近隣の治安や人通り等、セキュリティに不安がなく、必要な駐車台数分の広さがあるためです。 申請地の周辺への影響については、現在申請地は草生えとなっています。計画は砂利で整地するのみで、水道の使用予定はありません。また、污水排水設備の設置予定はなく、雨水については砂利敷きで自然浸透し、敷地内の傾斜に沿って北側、東側の側溝に排水します。西側の農地においてはブロック積みとし、土留めを設置することから、周辺農地への影響はないものと考えます。以上のことから、調査員の意見としては、本申出はやむを得ないと考えます。よろしくご審議申し上げます。
会 長	説明が終わりましたので、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
横井利夫 委 員	事業計画図の公団枡とは何ですか。

森下幸夫 委 員	雨水排水が集まる枡になります。
事務局次長	公団枡は製品名です。
会 長	他に質問もないようですので、採決に移ります。 第 1 5 号議案について賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、第 1 5 号議案について、許可相当とすることに決定しました。 続いて、第 1 6 号議案「農用地利用集積計画の決定について」事務局から説明をお願いします。
課長補佐	それでは、第 1 6 号議案について説明します。 この議案は、従前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項に基づき、市町村が農用地利用集積計画の決定を農業委員会に求めるもので、農地中間管理機構が土地所有者と耕作者、それぞれと同時に賃借権を設定するものでございます。 内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。 なお、案件が 2 件ございますが、一括で審議をお願いします。 【第 1 6 号議案 調書の説明】 なお、権利の設定を受ける者は、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金であることから、従前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の要件に適合していることを申し添えます。よろしくご審議お願いします。
会 長	説明が終わりました。これより質疑に移ります。 第 1 6 号議案について、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
森下幸夫 委 員	東印場町の農地について、以前伐根されましたが、現在は 2 メートル程の草が全面に生えています。整備するには費用がかかりますが、受け手は承知していますか。
課長補佐	受け手には現状を確認してもらった上、承知していただいております。
森下幸夫 委 員	それにしても多額の費用がかかると思います。
水野政起 委 員	刈払機で刈った後にトラクターで整地するのではないのでしょうか。伐根してあれば可能かと思います。整地の費用は土地所有者と受け手で負担するということですね。
課長補佐	土地所有者が伐根まで行っていただいておりますので、あとは受け手が引き継ぐこととなります。

会 長	他に質問もないようですので、採決に移ります。 第 1 6 号議案について賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	これをもって本日の付議事件は終了しました。 次に報告事項に移ります。報告事項 1 2 「農地法第 4 条及び農地法第 5 条の規定による届出の専決について」事務局より報告をお願いします。
課長補佐	それでは、報告事項 1 2 「農地法第 4 条及び第 5 条の規定による届出の専決について」説明させていただきます。 1 としまして、農地法第 4 条の規定による届出が、3 件で 6 2 1 平方メートル、主な概要は、東印場町地内ほかで一般個人住宅 2 件、集合住宅等 2 件です。 2 としまして、農地法第 5 条の規定による届出が、6 件で 8 7 2 . 4 3 平方メートル、主な概要は、北本地ヶ原町地内外で一般個人住宅 3 件、露天駐車場 1 件、その他サービス 2 件です。 これらの届出については、市街化区域内の農地の転用につき、既に事務局において審査し、受理していることを報告します。説明は、以上です。
会 長	続きまして、報告事項 1 3 「現況証明願出の専決について」事務局より説明をお願いします。
課長補佐	それでは、報告事項 1 3 「現況証明願出の専決について」説明させていただきます。 現況証明とは、登記簿上の地目が農地である土地について、現況が農地以外のものであることを農業委員会が証明するものです。 それでは、調書の説明に入ります。 【調書説明】 証明の基準につきましては、「尾張旭市現況証明事務処理基準」に基づいて判断しています。 判断の基準としましては、願出前 2 0 年間以上、住宅敷地として一体利用されており、それを固定資産評価証明書、建物登記簿謄本、国土地理院が発行した過去の航空写真にて確認がとれたため、要件を満たし、既に事務局長の専決処分にて証明したことを報告します。 説明は、以上です。
会 長	報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
会 長	質問もないようですので、本日の議事はこれをもって終了いたしました。 その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。

事務局	2点ございます。 1点目は、スケジュールの確認でございます。来る9月6日（金）、稲沢市民会館にて令和6年度農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会が開催されます。マイクロバスが市役所正面玄関前から12時30分に出発しますので、出席される委員の方は12時30分までにお集まりいただきますようお願いいたします。 2点目は、「農地の利用状況調査」、いわゆる農地パトロールの実施についてです。 【農地の利用状況調査について説明】 お知らせは以上でございます。
会 長	それでは、以上をもちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。 次回農業委員会は9月27日（金）午後1時30分から201会議室にて開催を予定しております。 これをもちまして本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでございました。